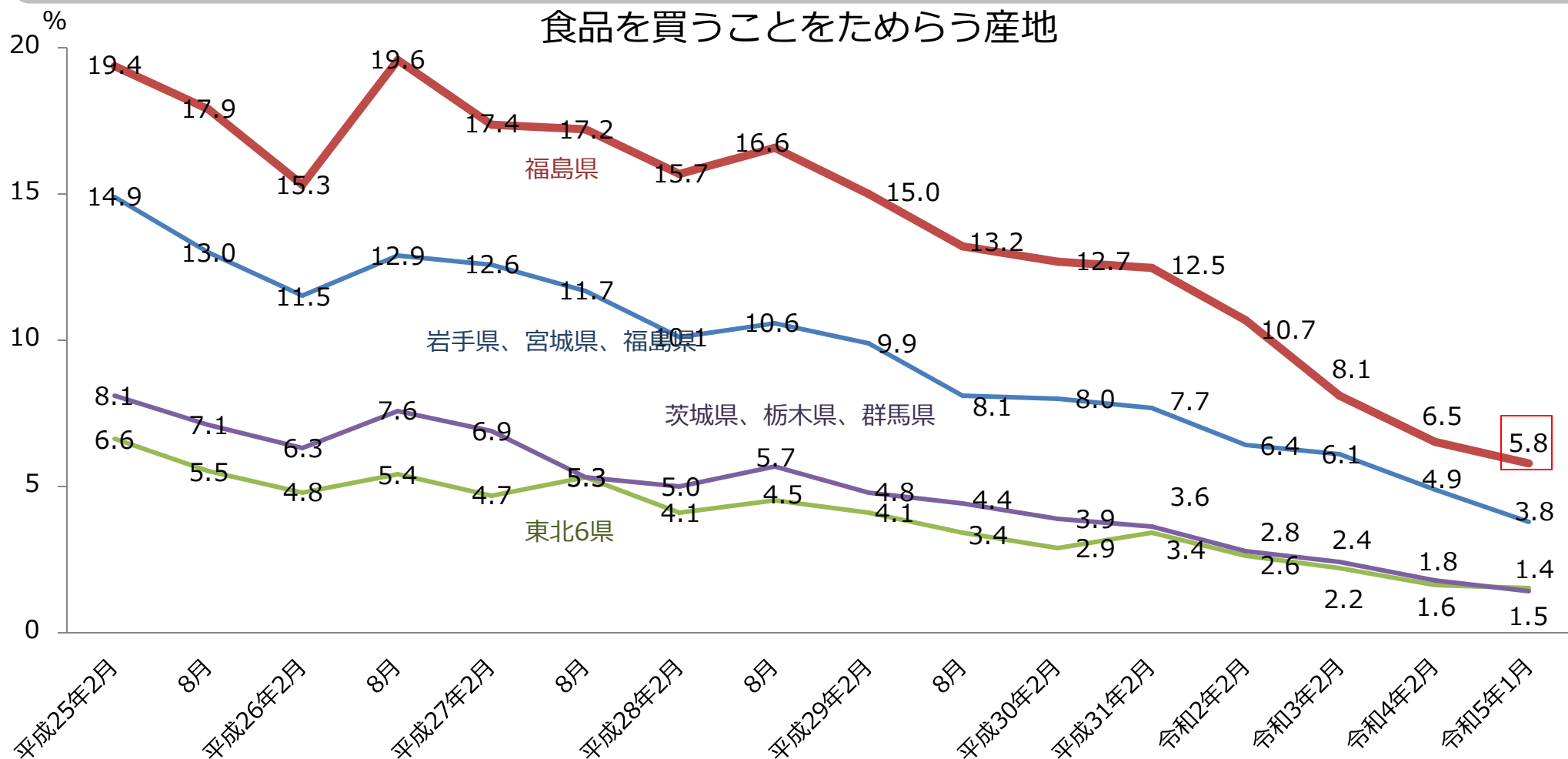


**⑤原子力災害からの復旧・復興
(風評対策)**

食品についての風評の現状

放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、これまでで最小。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

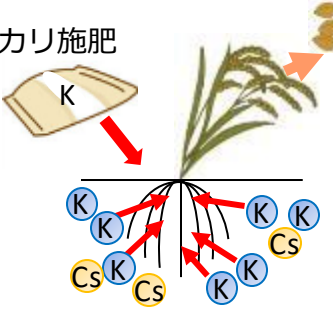
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米
カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



土壤中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

畜産物
畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。
モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。
飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



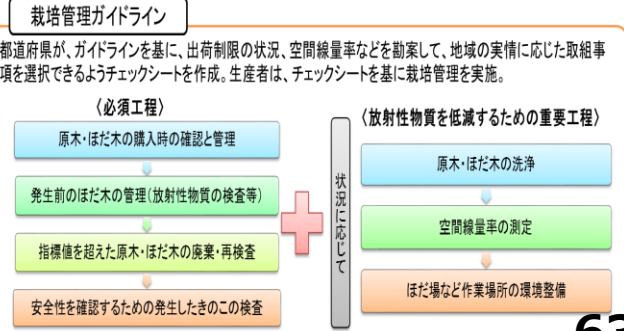
急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）
指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、平成30年以降基準値超過はなし。
きのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずか。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）

品目	令和3年度 ^{注3、注4}		令和4年度 ^{注3、注4}		令和5年9月30日現在 ^{注3、注4、注5}		基準値超過品目	
	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	令和5年度 (令和4年度)	
農畜産物	米	0 %	0 (308,050)	0 %	0 (276,112)	0 %	0 (19,555)	—
	麦	0 %	0 (138)	0 %	0 (122)	0 %	0 (99)	—
	豆類	0 %	0 (125)	0 %	0 (127)	0 %	0 (0)	—
	野菜類	0 %	0 (2,991)	0 %	0 (2,101)	0 %	0 (2,267)	—
	果実類	0 %	0 (794)	0 %	0 (331)	0 %	0 (511)	—
	茶 ^{注6}	0 %	0 (21)	0 %	0 (12)	0 %	0 (15)	—
	その他 地域特産物	0 %	0 (137)	0 %	0 (108)	0 %	0 (18)	—
	原乳	0 %	0 (215)	0 %	0 (104)	0 %	0 (122)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 (8,933)	0 %	0 (5,545)	0 %	0 (4,563)	—
きのこ・山菜類	1.2 %	79 (6,676)	0.8 %	63 (7,569)	0.8 %	41 (5,155)	コシアブラ、タケノコ等6品目 〈コシアブラ、タケノコ等6品目〉	
水産物	0.03 %	4 (13,475)	0.01 %	2 (13,593)	0 %	0 (7,157)	— 〈イワナ、ヤマメ〉	
農林水産物計	0.025 %	83 (341,555)	0.021 %	65 (305,724)	0.1 %	41 (39,462)		

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という）に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査（出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む）のものを一部含む。農畜産物については、栽培/飼養管理が可能な品目が対象。きのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。

(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 同年9月30日現在の検査結果（厚生労働省公表の速報値）。(注6) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

食べてもらう

来てもらう

対象

- ① 児童生徒、教育関係者
- ② 妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③ 広く国民一般

- ① 小売、流通事業者
- ② 消費者
- ③ 在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④ 在留外国人、海外からの観光客

- ① 教師、PTA関係者、旅行業者
- ② 海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③ 県外からの観光客

内容

- ① 放射線の基本的事項と健康影響
- ② 食品と飲料水の安全性等

- ① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ② 食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③ 生産段階での管理体制 等

- ① 福島県の旅行先としての「魅力」
- ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 等

具体的施策

- ① 放射線副読本の改訂
- ② 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始等

- ① 福島県産品の販売場所の情報発信
- ② 流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③ 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④ 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

- ① 福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進
- ② 東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

農林水産省は、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携して、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、ウェブページや意見交換会等により、双方向のリスクコミュニケーションや正確な情報発信に取り組んでいる。

農林水産省ウェブページ



農畜水産物等に含まれる放射性物質の検査結果などを随時更新

リーフレット等



「食べものとうるしき物質のはなし」

Youtubeを利用した動画配信



震災の影響を受けた生産者の取組などを紹介

意見交換会等

消費者および大学生を対象とした意見交換会のほか、子育て世代を対象とした親子イベントを開催



消費者との意見交換会



親子参加型イベント

最近の意見交換会等の開催状況(令和5年9月末時点)

開催日	開催場所
令和4年10月23日	親子向けイベント（Web配信）
11月4日	大学生向け意見交換会（立命館大学、滋賀県草津市）
11月10日	大学生向け意見交換会（東京農業大学、東京都世田谷区）
11月12～13日	親子参加型イベント（東京都千代田区）
11月28日	一般消費者向け意見交換会（東京都千代田区）
12月14日	一般消費者向け意見交換会（大阪府大阪市）
令和5年1月15日、22日	情報提供イベント（神奈川県横浜市、東京都墨田区）
1月24日	大学生向け意見交換会（東日本国際大学、福島県いわき市）
8月5～6日	親子参加型イベント（宮城県仙台市）
9月1～3日	親子参加型イベント（東京都江東区）

※大学生対象はリモート形式の講義も採用

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- ◆ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- ◆ 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- ◆ 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組： 1,996 件
うち被災地産食品販売フェア等：1,299 件
社内食堂等での食材利用： 593 件
(平成23年4月～令和5年9月までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得状況＞（令和5年3月末時点・福島県調べ）
認証件数：419件（GLOBALG.A.P. 28件、ASIAGAP 9件、JGAP 161件、FGAP 221件）
認証経営体数：738経営体
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員資格取得を支援。令和4年度は172名がJGAP指導員資格研修を受講。
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



国際水準に引き上げたFGAPの現地審査



スーパーマーケット等と連携したGAP認証農産物販売フェアの開催

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、189名が認証を取得（令和5年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米等の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等を開催し販路拡大を支援。



有機栽培米等の産地見学会
（令和4年度取引成立数：9件）



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



シャーベットアイス冷却による高鮮度保持

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



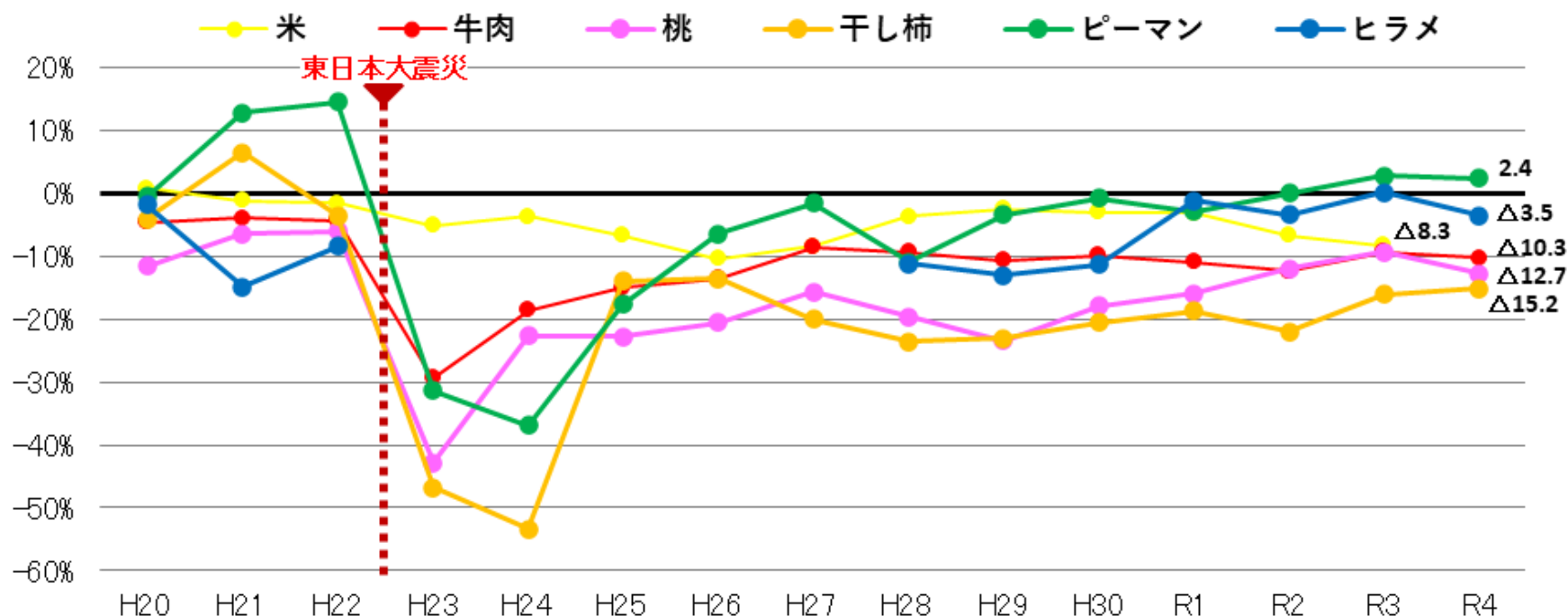
ゲルマニウム半導体検出器による測定

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

令和4年度福島県産農産物等流通実態調査について（県産品重点6品目の状況）

- 福島県産品の価格は、震災直後、全国的に全国平均を下回る状況となった。その後、価格差は徐々に縮小しているものの、ブランド化の遅れ等の影響が出やすい牛肉や桃などの品目は、依然全国平均を下回る価格となっている。

福島県産品と全国平均の価格差の推移



※指数は福島県産品と全国平均の価格差を全国平均の価格で割った値である。
 ※米は産年単位、牛肉、干し柿及びヒラメは年度単位、桃及びピーマンは7～9月の値である。
 ※令和4年度は令和4年12月までの実績である。
 ※干し柿にはあんぼ柿以外も含まれる。
 ※ヒラメは平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された。

データ出所: 米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

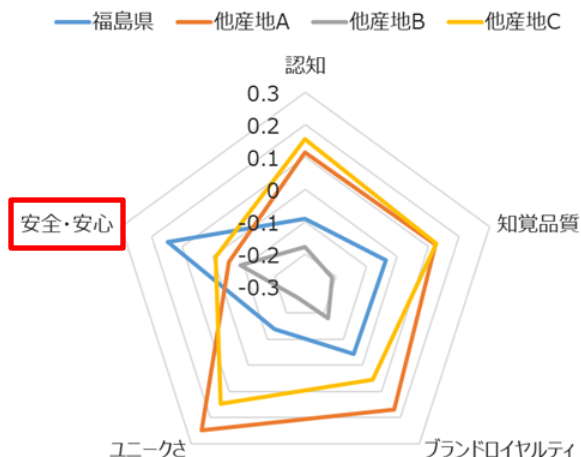
令和4年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

ポイント

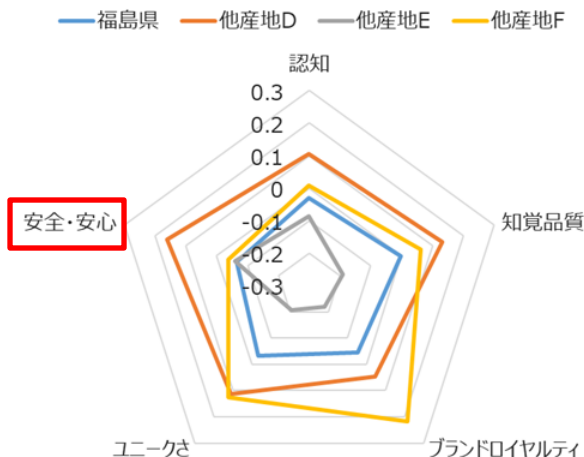
消費者アンケートによれば、米や牛肉で安全・安心への評価は高いものの、ブランドカの評価が総じて低い点が課題であり、その解消が必要。

- 福島県産農産物等のブランドカの実態を把握するため、消費者への調査を行った。
- 米、桃、牛肉の3品目について、比較対象産地を3産地ずつ設定し、「認知」「知覚品質」「ブランドロイヤルティ」「ユニークさ」「安全・安心」の5項目への評価を分析した。
- 米と牛肉については、産地としての認知や知覚品質、ロイヤルティ、ユニークさなど複数の点で相対的に福島県の値が小さく、課題が見られる。一方で、福島県の安全・安心の評価は高い。

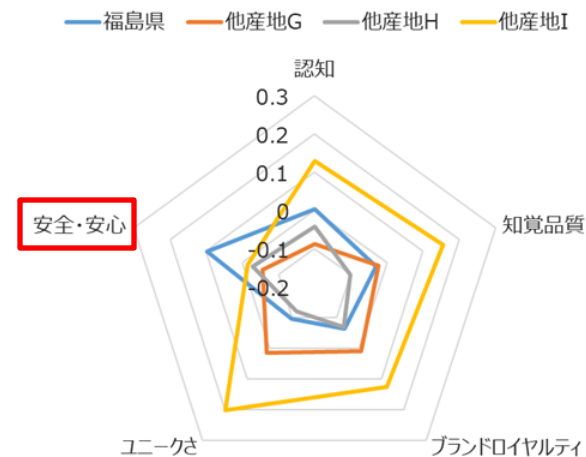
米の調査結果



桃の調査結果



牛肉の調査結果



※図中の数値は、各産地の得点を平均0、標準偏差1として推定した値。

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

令和4年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果②

ポイント

マーケティング実証調査により、桃の販売促進にあたっては、品種表示に消費者へ商品選択を高める効果が得られることを確認。

- （方針）桃の代表的な産地であることから「**ふくしまのあかつき**」を訴求する実証を首都圏のスーパーで実施した。
- （方法）仲卸業者ごとで商品へ「**あかつき**」を示す品種表示シールを貼付する有無をもって、店舗比較を行った。
- （集計）協力店のPOSデータを用いて、売上高（客数当たりの桃の販売金額）を集計した。
- （結果）客数当たりの販売金額を前週比と前年同週比で集計したところ、いずれも**品種表示あり店の売上高が品種表示なし店の売上高を上回っていた。**

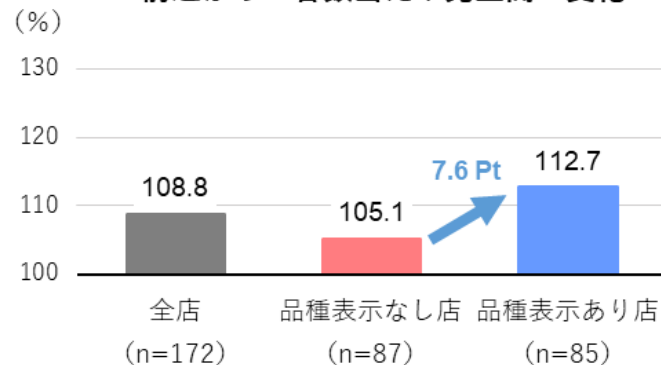
提供した品種表示シール



品種表示あり店で掲示した販促物

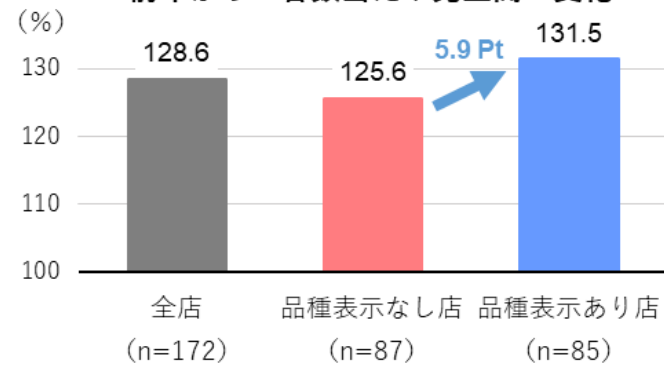


前週からの客数当たり売上高の変化



事前調査週の売上高を100%とした値

前年からの客数当たり売上高の変化



前年同週の売上高を100%とした値

※図中の数値は、各産地の得点を平均0、標準偏差1として推定した値。

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

- ◆ 国内量販店等における販売促進、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和4年度売上額29億円を達成。
- ◆ 令和4年度の輸出量は、果物や牛肉が前年度比2倍以上となり、過去2番目の実績。

令和4年度販売促進対策の実績

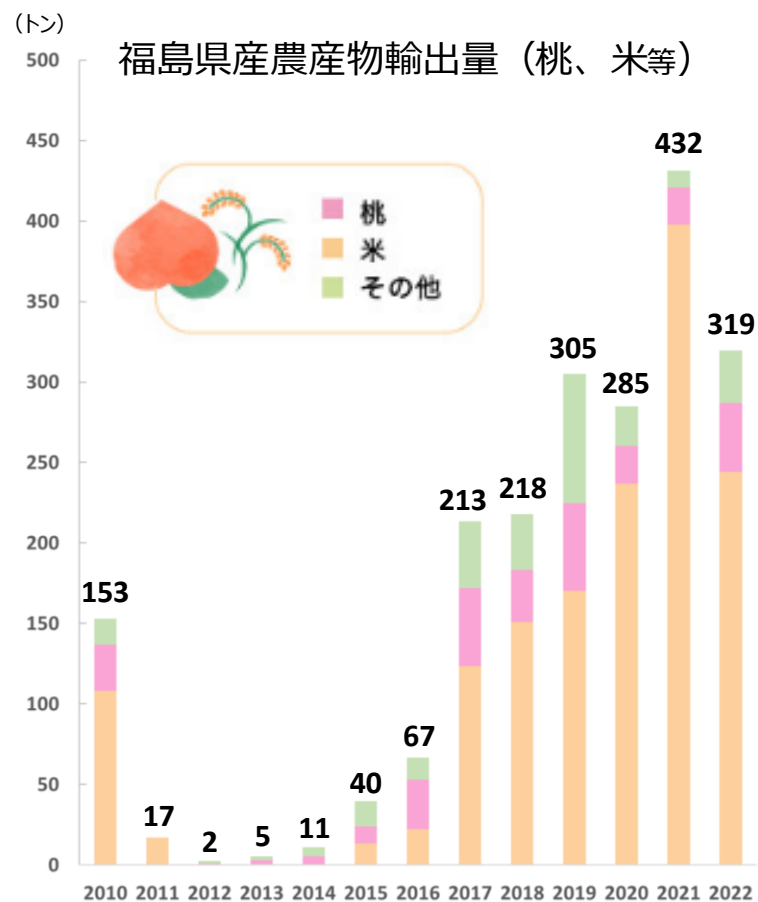
- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置(530店舗)
 - ・販売フェアの開催(1,139店舗)
 - ・オンライン商談会の開催(1回)
 - ・産地視察ツアーの実施(6回)
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進（令和4年度売上額29億円）
- 新規出展者向けスキルアップセミナーの開催(18回、延べ261社)
- 福島県内の民間団体等が行う販売促進活動の支援(132団体)
- テレビやウェブを通じた情報発信や情報誌への掲載



福島牛の販売フェア



食材商談会の開催



出典：福島県県産品振興戦略課

(年度)

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

- ◆福島県産ブランド米「福、笑い」のブランド力を確立させるとともに、既存ブランド米の活用を促進させることで県産米全体の需要拡大を図る。
- ◆福島牛の再生に向けて流通から消費に至る各段階へ働きかけを実施。
- ◆海外販路拡大に向けて、海外の量販店等でフェア等を開催。
- ◆商談会やバイヤーツアーは多数の事業者に参加してもらうための取組を展開。
- ◆首都圏等の量販店等において、福島県産水産物を取り扱う常設販売コーナーを設置する等し、県内外の消費拡大を促進。

令和5年度に強化する販売促進対策

- **福島県産ブランド米「福、笑い」** について、TVCM制作や体験型イベント等、必要な取組を展開して、引き続き認知度向上、ファンの獲得を図るとともに、特別栽培等の商品ラインアップの充実、県内を中心とした量販店フェアを実施。
- 「天のつぶ」などの既存ブランド米のセールス・プロモーション及び県産米の消費・需要拡大を図るPR活動（ふくしま米ルプロジェクト）の支援等により、**ふくしま米のイメージアップ及び販路拡大**を狙う。
- 福島牛については、卸売業者との意見交換会、展示会等での小売業者等への売り込み、消費者向けの販促フェアやSNS等を活用したPRの実施により**流通から消費まで各段階へ働きかけることでブランド力を再生**。
- 福島県産品の海外販路拡大に向けて、安全性や魅力をPRするフェアや情報発信を実施。
- 商談会やバイヤーツアーは**事業者の営業力強化を図るセミナーやバイヤーニーズに応じたターゲット別ツアー**を実施。
- **福島県産水産物の販売コーナー（福島鮮魚便）を常設**し、専門販売員による美味しさや安全性等の説明を行い販路回復に繋げる事業を実施。また、地元消費を着実に増やすため**県内の消費地市場を支援**。



福島県産ブランド米「福、笑い」



展示会（牛肉）



海外でのフェア



バイヤーツアーの実施



常設販売コーナーの設置

ALPS処理水放出に伴う風評対策（トリチウムのモニタリング）

- 試料は処理水放出口の南北約5kmの2地点で採取。
- 放出後から11月8日までに分析したヒラメなど92検体の分析結果は、放出前と同様に全て検出限界値（10Bq/kg程度）未満となった。

<処理水放出後>

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時		不検出	(数値)
1	R5.8.25	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.06)
2	R5.8.25	4:40頃	ホウボウ	不検出	(8.22)
3	R5.8.26	5:00頃	ホウボウ	不検出	(8.76)
4	R5.8.26	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
5	R5.8.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.61)
6	R5.8.27	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.63)
7	R5.8.30	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.90)
8	R5.8.30	5:00頃	トラフグ	不検出	(8.13)
9	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.49)
10	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
11	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.70)
12	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
13	R5.9.2	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.31)
14	R5.9.2	5:00頃	マダイ	不検出	(8.49)
15	R5.9.3	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.20)
16	R5.9.3	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.08)
17	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.88)
18	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)
19	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
20	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
21	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
22	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
23	R5.9.11	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.52)
24	R5.9.11	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.62)
25	R5.9.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
26	R5.9.12	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.88)
27	R5.9.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.29)
28	R5.9.13	5:00頃	ホウボウ	不検出	(7.51)
29	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.75)
30	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
31	R5.9.15	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.41)

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時		不検出	(数値)
32	R5.9.15	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
33	R5.9.16	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
34	R5.9.16	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.69)
35	R5.9.17	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.75)
36	R5.9.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.74)
37	R5.9.18	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.47)
38	R5.9.18	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.57)
39	R5.9.19	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.76)
40	R5.9.19	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
41	R5.9.20	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.89)
42	R5.9.20	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.75)
43	R5.9.21	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.61)
44	R5.9.21	5:10頃	ババガレイ	不検出	(8.56)
45	R5.9.22	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.10)
46	R5.9.22	5:15頃	メイトガレイ	不検出	(8.11)
47	R5.9.23	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.03)
48	R5.9.23	4:45頃	ヒラメ	不検出	(9.15)
49	R5.9.24	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
50	R5.9.24	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
51	R5.10.3	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.27)
52	R5.10.3	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.36)
53	R5.10.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
54	R5.10.4	5:30頃	ヒラメ	不検出	(9.11)
55	R5.10.5	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.42)
56	R5.10.5	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.68)
57	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.28)
58	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.18)
59	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.03)
60	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.18)
61	R5.10.9	17:00頃	ヒラメ	不検出	(8.50)
62	R5.10.9	17:00頃	ヒラメ	不検出	(8.80)

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時		不検出	(数値)
63	R5.10.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.21)
64	R5.10.12	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.25)
65	R5.10.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.15)
66	R5.10.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.17)
67	R5.10.17	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.55)
68	R5.10.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.47)
69	R5.10.18	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.52)
70	R5.10.18	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.58)
71	R5.10.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.25)
72	R5.10.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.34)
73	R5.10.20	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.30)
74	R5.10.20	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.34)
75	R5.10.24	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.26)
76	R5.10.24	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.21)
77	R5.10.25	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.26)
78	R5.10.25	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.54)
79	R5.10.26	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.01)
80	R5.10.26	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)
81	R5.10.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.55)
82	R5.10.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.74)
83	R5.10.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.79)
84	R5.10.31	5:20頃	ヒラメ	不検出	(7.78)
85	R5.11.1	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.31)
86	R5.11.1	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.47)
87	R5.11.2	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.12)
88	R5.11.2	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.41)
89	R5.11.3	4:40頃	ホウボウ	不検出	(9.00)
90	R5.11.3	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.11)
91	R5.11.6	11:00頃	ヒラメ	不検出	(7.60)
92	R5.11.6	11:00頃	ヒラメ	不検出	(7.46)

(世界保健機関 (WHO) の飲料水水質ガイドライン基準 : 10,000Bq/L)

(出典 : 水産庁webサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、48の国・地域で輸入規制を撤廃、7の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数※			国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	48	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン	
55	輸入規制を継続して措置 7	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	2	ロシア、仏領ポリネシア
		一部の都県等を対象に 輸入停止	5	中国、香港、マカオ、韓国、台湾

※ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 4	全都道府県 の水産物を 輸入停止	中国、ロシア
	10都県 の水産物等を 輸入停止	香港
	10都県 の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

※ この他、タイ、マレーシアにおいて日本産水産物に対する輸入時の検査が強化等されている。

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和6年3月までに、約1兆680億円の請求に対し、約1兆262億円を支払い※。

※令和6年3月31日時点で、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出